

今回は労働保険の概要についてご説明しましたが、今回は、一歩踏み込んで、労働保険の概算保険料額と確定保険料額についてご説明いたします。今回の話をご理解いただければ、煩わしいと感じていた労働保険料の申告書が、すらすらと記入できるようになるかもしれません。

**労働保険料(2)**  
毎年、労働保険料を算定して申告することを「労働保険の年度更新」といい、その際、確定保険料および概算保険料を算定して、申告書に記入することになります。

**確定保険料額**  
確定保険料額とは、『前年4月1日から当年3月31日までに実際に支払った賃金総額により確定した労働保険料の額』のことです。つまり、この1年間に労働者に対して実際に支払った賃金総額に原則として、労災保険率と雇用保険率を乗じて得た額の合算額をいいます。この確定保険料は次の年度の初日(4月1日)から50日以内(5月20日まで)に納付します。また、期中途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した日から50日以内に納付する必要があります。

**概算保険料額**  
概算保険料額とは、『当年4月1日から翌年3月31日までに支払うことが予定さ

れる賃金総額により概算で算定した労働保険料の額』のことです。つまり、当年度に労働者に支払うことが予定される賃金総額に、原則として労災保険率と雇用保険料を乗じて得た額の合算額をいいます。  
年度更新の際、概算保険料の算定にあたっての賃金総額は大きな変動(100分の50を下回るか100分の200を超えるかのいずれか)が見込まれない限り、前年度の確定保険料額の算定に用いた賃金総額をそのままあてはめることになっています。

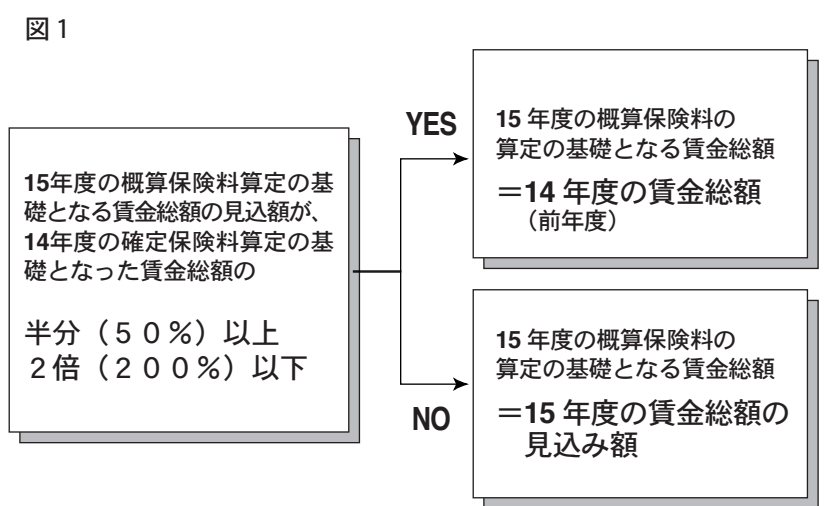


図2

```

    graph TD
      subgraph Year13
        C13["13年度の確定保険料額"]
        E13["13年度の概算保険料額"]
        C13 --- E13
      end
      subgraph Year14
        C14["14年度の確定保険料額"]
        E14["14年度の概算保険料額"]
        C14 --- E14
      end
      subgraph Year15
        C15["15年度の確定保険料額"]
        E15["15年度の概算保険料額"]
        C15 --- E15
      end
      E13 -- "過不足の精算" --> C14
      E14 -- "過不足の精算" --> C15
      E15 -- "過不足の精算" --> C16["16年度の概算保険料額"]
  
```

(図1参照)。概算保険料も、保険年度の初日から50日以内(5月20日まで)に納付します。  
また、期中途中で事業を開始した場合は、事業を開始した日から50日以内に納付する必要があります。

**年度更新における概算保険料と確定保険料の関係**

前年度の確定保険料額が決定したら、すでに支払った概算保険料額との過不足を精算します。すでに支払った概算保険料額が多いようであれば、その額を当年度の概算保険料に充当することになります。また、逆にすでに支払った概算保険料の額が少なければ、その差額を納付することになります(図2参照)。

今年の年度更新では、平成14年4月1日から平成15年3月31日(平成14年度)が確定保険料の算定対象期間となり、平成15年4月1日から平成16年3月31日(平成15年度)までが概算保険料の算定対象期間となります。

法人協会ニュース



■会員限定の「傷害保険」の申し込みが始まりました!

先日、FAXにて「日本農業法人協会傷害保険制度」のご案内をさせていただきましたが、当協会会員限定の傷害保険制度は、7年目を迎え、「安い保険料でしっかりした補償!」「FAXで申し込めて手続きが簡単!」等、ご利用いただき易い内容になっており、多くの会員さんにご利用いただいております。

○ この保険は...

当協会会員の従業員等の皆様が、当該農場の関連業務に従事しているとき、不慮の事故によって傷害を受け、死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするものです。

○ 保険期間

平成15年10月1日~16年10月1日

○ 加入申し込み

平成15年9月17日(水)まで  
加入申込は原則FAX利用(加入依頼書兼被保険者明細書)とします(郵送も可)

★詳細につきましては事務局までご相談下さい。  
「傷害保険制度」の内容については、下記ホームページでもご覧になれます。  
<http://www.hojin.or.jp/>

「AgriBusiness 経営塾」163号  
2003年9月4日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
HP : <http://www.hojin.or.jp/>